

広島県告示第七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

沖塩屋E地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

| 郡市・区 | 町・丁目 | 地番 | | 標柱番号 |
|------|--------|---------|----------|------|
| 廿日市市 | 沖塩屋三丁目 | 一五九七番二五 | 標柱一号及び二号 | |
| | | 一五九七番一〇 | 標柱三号及び四号 | |
| | | 一五九七番二一 | 標柱五号及び六号 | |